

2015年6月19日 全4頁

2015年6月の事前の株主提案権行使の事例

株主総会関連

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 会社法上の株主の権利の一つとして、「議案を提案して、株主総会の招集通知にその要領を記載させるという形の株主提案権」（ここでは、事前の株主提案権）がある。
- 上場会社のウェブサイトに掲載されている招集通知などを見ると、今年（2015年）6月の上場会社の定時総会においても、事前の株主提案権が行使されている事例が見受けられる。
- 例えば、フジ・メディア・ホールディングス、東芝、三井物産、みずほフィナンシャルグループ、などの事例が見つげられた。

1. 事前の株主提案権

今年（2015年）6月の上場会社の定時総会においても、「議案を提案して、株主総会の招集通知にその要領を記載させるという形の株主提案権」が行使されている（例えば、後記「2」）。

この「議案を提案して、株主総会の招集通知にその要領を記載させるという形の株主提案権」は、会社法で定められている株主の権利である（会社法303条～305条）。この株主提案権については、会社法上、図表1の要件が定められている。なお、上場している株式会社は一般に、会社法上の「取締役会設置会社^(注1)」かつ「公開会社^(注2)」である。そこで、ここでは、会社法上の「取締役会設置会社」かつ「公開会社」である株式会社を念頭に置いている。

なお、この「議案を提案して、株主総会の招集通知にその要領を記載させるという形の株主提案権」を短く表記する場合には、ここでは、「事前の株主提案権」と表記することにする。

(注1) 会社法上の「取締役会設置会社」とは、取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことである（会社法2条7号）。

(注2) 会社法上の「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が発行できる株式会社のことである。

図表1 事前の株主提案権の会社法上の要件（※1）

①株主総会の8週間前までに行使〔定款で短縮可能〕
②「総株主の議決権の1%以上」 又は 「300個以上の議決権」 (ともに定款で引下げ可能。)
③6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕
④提案する議案に関連する議題につき議決権を有する
⑤その株主総会で議題（※2）とされている事項に関するものに限定される (ただし、同時に議題を提出することもできる。)

(※1) 会社法上の「取締役会設置会社」かつ「公開会社」である株式会社の場合。

(※2) 「議題」とは会議の目的のことで、「議案」とは議題に対する案のことである。例えば、取締役選任決議の場合、「取締役選任の件」が議題で、「甲を取締役の候補にする」などの具体案が議案である。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 2015年6月の事前の株主提案権行使の事例

上場会社のウェブサイトには、株主総会のいわゆる招集通知が掲載されていることがある^(注3)。場合によっては招集通知の発送に先立って掲載されていることもある^(注4)。

(注3) 東京証券取引所の有価証券上場規程446条、同施行規則437条参照。株主総会における議決権行使を容易にするために努めることとされている事項として、「招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと」などが掲げられている。なお、東京証券取引所の有価証券上場規程などは、日本取引所グループの以下のウェブサイト参照。

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/regulations/index.html>

(注4) コーポレートガバナンス・コード補充原則1-2②参照。以下のレポートも参照。

・「コーポレートガバナンス・コードと金商法、会社法の論点③」（横山淳、2015年6月1日）〔特に28ページ参照〕

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/2015_0601_009780.html

また、「東証上場会社情報サービス」^(注5)においても、招集通知を見ることができる場合がある。

(注5) 日本取引所グループの以下のウェブサイト参照。

<http://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>

これらを利用しての招集通知を見ていると、株主提案がなされていることが記載されているものがある。

そこで、このレポートでは、執筆段階で見つけることができた、今年（2015年）6月の定時株主総会において事前の株主提案権行使があった会社の例を、以下に掲げる（図表2参照）。

図表2 2015年6月の定時株主総会において、事前の株主提案権行使があった会社の例

会社名	証券コード	招集通知の参照先（執筆時）
f o n f u n	2323	http://www.fonfun.co.jp/ir/index.html
プロシップ	3763	http://www.proship.co.jp/ir/news/2015/
王子ホールディングス	3861	http://www.ojiholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html
フジ・メディア・ホールディングス	4676	http://www.fujimediahd.co.jp/ir/s_meeting.html
ジェイ エフ イーホールディングス	5411	http://www.jfe-holdings.co.jp/investor/kabushiki/soukai.html
北越メタル	5446	「東証上場会社情報サービス」(※)
三井金属鉱業	5706	https://www.mitsui-kinzoku.co.jp/toushi/stock_info/shareholders_meeting/
大崎エンジニアリング	6259	「東証上場会社情報サービス」(※)
兼松エンジニアリング	6402	「東証上場会社情報サービス」(※)
東芝	6502	http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm

日本デジタル研究所	6935	http://www.jdl.co.jp/corp/index6.html
川澄化学工業	7703	http://www.kawasumi.jp/ir/stock_04.html
HOYA	7741	http://www.hoya.co.jp/investor/news.html
三井物産	8031	http://www.mitsui.com/jp/ja/ir/information/general/index.html
東都水産	8038	http://www.tohsui.co.jp/ir.html
三菱UFJフィナンシャル・グループ	8306	http://www.mufg.jp/stock/meeting/
四国銀行	8387	http://www.shikokubank.co.jp/profile/stockholder.php
みずほフィナンシャルグループ	8411	http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html
西武ホールディングス	9024	http://www.seibuholdings.co.jp/ir/stock/meeting/
東京電力	9501	http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html
中部電力	9502	http://www.chuden.co.jp/corporate/ir/ir_sokai/index.html
関西電力	9503	http://www.kepco.co.jp/corporate/ir/stockholder/meeting/index.html
中国電力	9504	http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html
北陸電力	9505	http://www.rikuden.co.jp/stock/shareholders.html
東北電力	9506	http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/stock/g_metting/index.html
四国電力	9507	http://www.yonden.co.jp/corporate/ir/stocks/soukai.html
九州電力	9508	http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html
北海道電力	9509	http://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir_lib/ir_lib-05.html
シャルレ	9885	http://www.charle.co.jp/company/ir/release.html

(※) 日本取引所グループのウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>) 参照
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課